

令和 8 年分 年末調整の書類提出について（ご案内）

社内通知の文例です。【 】を自社の内容に差し替えて使ってください

この紙自体は申告書ではありません。申告書の様式は国税庁から取得してください:
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>

発信日	【 年 月 日】
あて先	【従業員各位】
発信者	【総務部／給与担当 】
提出期限	【 年 月 日（ ）】必着
提出先	【総務部 ○○ / 社内システム「○○」へアップロード】
問い合わせ先	【内線○○○／○○@○○.co.jp】

標記について、下記のとおり書類のご提出をお願いします。期限までに提出がない場合、年末調整ができず、ご自身で確定申告をしていただくことになります。

1. 提出していただく書類

書類	対象	添付するもの
令和 8 年分 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	全員	なし
令和 8 年分 保険料控除申告書	生命保険料・地震保険料・社会保険料・iDeCo等を支払った方	控除証明書（紙またはXML）
令和 9 年分 扶養控除等（異動）申告書	全員	なし
令和 8 年分 扶養控除等（異動）申告書	扶養親族等に異動があった方（下記 2 を参照）	なし
住宅借入金等特別控除申告書	住宅ローン控除の 2 年目以降の方	年末残高等証明書（税務署から届いた申告書を使用）
前職の源泉徴収票	本年中に転職された方	原本

2. 令和 8 年分から変わった点（必ずご確認ください）

- ☐ 基礎控除が引き上げられました（合計所得 489 万円以下の方は 104 万円）。
489 万円超 655 万円以下は 67 万円、655 万円超 2,350 万円以下は 62 万円です。
- ☐ 給与所得控除の最低保障額が 74 万円になりました（給与収入 220 万円以下の方）。
基礎控除 104 万円と合わせて、所得税がかからない給与収入は 178 万円までになります。
- ☐ 扶養親族・同一生計配偶者の所得要件が合計所得 62 万円以下（給与収入 136 万円以下）に上がりました。
これまで扶養から外れていたご家族が、令和 8 年分から扶養に入る場合があります。心当たりのある方は令和 8 年分の扶養控除等（異動）申告書もご提出ください。
- ☐ 19 歳以上 23 歳未満のお子さまは、合計所得 62 万円超 123 万円以下（給与収入 136 万円超 197 万円以下）なら特定親族特別控除の対象です。

これらの改正は令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年 12 月に行う年末調整で精算します。令和 8 年 11 月までの毎月の源泉徴収額に変更はありません。

3. 様式の入手先

国税庁「各種申告書・記載例」から令和 8 年分・令和 9 年分の様式と記載例を取得できます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>

住宅借入金等特別控除申告書は上記からはダウンロードできません。1 年目の確定申告のあとに税務署からご本人宛に送付された用紙をお使いください。

※ この紙は申告書ではありません。申告書は法定様式です。受理されない書式を配らないため、本サイトは申告書の独自版を配っていません。様式は国税庁から取得してください: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>

※ 令和 8 年分の基礎控除: 合計所得 489 万円以下→104 万円 / 489 万円超 655 万円以下→67 万円 / 655 万円超 2,350 万円以下→62 万円
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1199.htm>・2026-09-25 確認)

※ 令和 8 年分の給与所得控除の最低保障: 給与収入 220 万円以下→74 万円 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>・2026-09-25 確認)。課税最低限は 104 万円 + 74 万円 = 178 万円。

※ 改正は令和 8 年 12 月 1 日施行。令和 8 年 11 月までの源泉徴収事務に変更はなく、令和 8 年 12 月に行う年末調整で精算します (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>・2026-09-25 確認)。